

議案第15号

名張市子ども読書活動推進計画策定検討委員会委員の委嘱及び任命 について

名張市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱（平成23年教育委員会告示第6号）第3条の規定に基づく名張市子ども読書活動推進計画策定検討委員会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行う。

平成29年8月2日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

第三次名張市子ども読書活動推進計画策定検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体・役職等	備考
第1号委員	木村 ユミ子	元 名張市立図書館長	学識経験者
第2号委員	楓 せつ	Mamasあい	読書ボランティア関係者
第2号委員	中畑 智恵美	元家庭文庫代表	読書ボランティア関係者
第3号委員	市橋 秀介	名張市小中学校校長会 図書館教育担当 (名張市立百合が丘小学校長)	学校教育関係者
第4号委員	竹島 美加子	名張西保育園長	保育所及び幼稚園関係者
第4号委員	竹延 香	名張幼稚園長	保育所及び幼稚園関係者
第5号委員	貝増 輝幸	名張市福祉子ども部 保育幼稚園室長	名張市職員及び教育委員会 事務局職員
第5号委員	内匠 勝也	名張市教育委員会 教育総務室長	名張市職員及び教育委員会 事務局職員
第5号委員	中森 早苗	名張市教育委員会 学校教育室長	名張市職員及び教育委員会 事務局職員
第5号委員	宮前 浩幸	名張市立図書館長	名張市職員及び教育委員会 事務局職員

任期期間:平成29年8月25日～名張市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱第5条に規定する日まで

○名張市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成23年6月7日教育委員会告示第6号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、名張市子ども読書活動推進計画（以下「計画案」という。）の策定について検討するため、名張市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に基づき計画案について検討し、教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 読書ボランティア関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 保育所及び幼稚園関係者
- (5) 名張市職員及び教育委員会事務局職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の報告までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。